

障がい者委託訓練 高等学校・特別支援学校等就職チャレンジコース

障がい者雇用をお考えの企業様へ 訓練協力企業を求めています!



高等学校・特別支援学校等就職チャレンジコースとは・・・?

高等学校・特別支援学校等の障がいのある生徒の就職促進のため、企業の皆様にご協力いただき職業訓練を実施します。訓練を通して、訓練生の適性や必要なサポート等を把握することができます。

訓練には、障がい者職業訓練コーディネーターと支援機関が、訓練生と企業とのマッチングや調整を行います。

訓練対象者・・・高等学校・特別支援学校高等部を今年度3月卒業見込みで就職を希望している生徒
(10月までに就職先が未定の方)

※身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他、心身の機能に障がいのある方が対象です。

訓練期間・・・2週間～1か月、訓練時間数は月標準60～100時間。

※訓練修了後、訓練生の雇用を検討していただけます。

訓練委託料

県と企業等が委託契約を締結します。

訓練生1人当たり 月額96,000円(外税)※を上限として、県が訓練受託先に委託料を支払います。

(※条件により月額64,000円(外税)が上限となります。)

事業主から訓練生への賃金等の支払いは不要です。

受入れまでの流れ

訓練実施に先立ち、障がい者職業訓練コーディネーターと支援機関が、面談を通して訓練生と企業等担当者との事前の調整を行います。

岐阜県労働雇用課への
お問い合わせ

ハローワークとの連絡調整後、
障がい者職業訓練コーディネーターによる企業との訓練の打ち
合わせやマッチング支援

契約手続き

訓練
開始

実施についてのお問い合わせ先

岐阜県商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係

TEL 058-272-1111 (内線) 3672、3673

FAX 058-278-2676



HPはこちら!